解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月二十日開催の理事会の決議により平成二十二年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

島根県松江市北堀町二七八番地
財団法人松江博物館
代表清算人　田部　真孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

長崎県南島原市南有馬町乙八一一番地
農事組合法人三崎野菜生産組合
代表清算人　安藤　秀樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

宮崎県宮崎市大字恒久字今井手八七八番地
二
社団法人宮崎県警友会
清算人　川路敬次郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年十一月四日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。右期間内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月十五日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地
清算法人糸満市大里南土地改良区
代表清算人　波平　一男

配当公告

札幌市西区発寒七条七丁目一番二〇号
破産者　株式会社ウチヤマ

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十一年（フ）第四一四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一七九、三二四、一〇七円
一、配当をすることができる金額
金一一、一〇二、七一三円

平成二十二年十二月十五日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七番二号
破産管財人弁護士　中村　隆

配当公告

東京都新宿区河田町三―五一―九〇七
破産者　亡藤井正博相続財産

右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第一二九一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二六六、一〇八、三一七円
一、配当することのできる金額
金一、五九六、五五二円

平成二十二年十二月十五日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二三階二三一区
破産管財人　岡　正晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字新城字山田一〇七番地、最後の住所青森市古川三丁目一四番一五号
被相続人　亡　三上フサヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

青森市中央一丁目一番二号メゾン青森Ａ一階
森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　雄亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡矢吹町東郷一二五番地、最後の住所福島県西白河郡丸の内一三番地一七
被相続人　亡　宗像　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

福島県白河郡西郷村字道南西九三豊作ビル二階二〇三・二〇四号新白河法律事務所
相続財産管理人　湯坐　聖史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市真壁町亀熊一三一九番地、最後の住所茨城県桜川市真壁町下谷貝一一五番地
被相続人　亡　風野　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号
相続財産管理人　弁護士　後藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区田園調布二丁目五〇番地三、最後の住所東京都小平市小川東町四丁目一番一号
被相続人　亡　宮部千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階
りんどう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市小野路町八八八番地、最後の住所東京都町田市小野路町七四番地二
被相続人　亡　細野　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市守護町一丁目一二一番地、最後の住所富山県高岡市守護町一丁目一四番一七号
被相続人　亡　大角　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

富山県高岡市中川本町一番一二号
相続財産管理人　弁護士　樋爪　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾張旭市上の山町間口三〇一三番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山岡　信高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

名古屋市中区丸の内二―一六―三〇丸の内魚住ビル二階
相続財産管理人　弁護士　鬼頭　治雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区呼続二丁目一三二七番地、最後の住所愛知県名古屋市南区呼続二丁目一三番一〇号　被相続人　亡　澤田みち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

愛知県名古屋市中区栄二丁目一〇番一九号
名古屋商工会議所ビル六階
相続財産管理人　弁護士　堀田千津子

第74期決算公告

平成22年12月15日
東京都千代田区神田須田町一丁目8番地
株式会社大和通信社
取締役社長　春原　弘

貸借対照表の要旨（平成22年8月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,130
	固定資産	1,685
	合計	2,815
負債及び純資産の部	流動負債	2,485
	固定負債	62
	株主資本	268
	資本金	30
	利益剰余金	750
	利益準備金	36
	その他利益剰余金	714
	自己株式	△512
	合計	2,815

注　当期純損失　97百万円